



BCJ-審査証明-225

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：既製コンクリート杭の杭頭接合技術「パイルヘッドアンカー工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

既存技術である中詰工法では、杭と基礎フーチングとの接合鉄筋として中詰コンクリート補強筋を配筋する為に杭中空部のソイルセメント掘削や、鉄筋かご組立て等の煩雑な作業を要し、また、掘削により大量に発生したソイルセメントを建設廃棄物として処分する必要があった。杭基礎において設計の要求に応えられる杭頭接合部の施工技術を確立するとともに、工期短縮、工程管理の簡素化、施工に伴う杭中空部のソイルセメント掘削量の低減による建設廃棄物の削減等を図ることが可能な本工法の開発に至った。

（開発の目標）

- (1) 設計の要求に応じた杭頭接合部を施工できること。
- (2) パイルヘッドアンカーの接合部は、トルク管理により機械的な接合ができ、特殊な技能を必要とせず施工が行えること。
- (3) 従来の中詰工法に伴う煩雑な作業量を軽減できることにより、作業工程を短縮できること。
- (4) 杭中空部のソイルセメント除去量を、従来の中詰工法に比べて大幅に削減できること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった既製コンクリート杭の杭頭接合技術「パイルヘッドアンカー工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2016年3月18日

2020年12月11日（更新）

建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター

The Building Center of Japan

理事長 橋本 公博

記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 設計の要求に応じた杭頭接合部を施工できるものと判断される。
- (2) パイルヘッドアンカーの接合部は、トルク管理により機械的な接合ができ、特殊な技能を必要とせず施工が行えるものと判断される。
- (3) 従来の中詰工法に伴う煩雑な作業量を軽減できることにより、作業工程を短縮できるものと判断される。
- (4) 杭中空部のソイルセメント除去量を、従来の中詰工法に比べて大幅に削減できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

このため、杭頭接合部の設計は、個別の建築物の設計に応じ、杭径、杭種、外力条件等を考慮のうえ、構造設計者の責任において設計されるものであることから、この審査証明が、その設計の妥当性を保証するものではないことに留意されたい。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2026年3月17日

6. 審査証明の依頼者

丸井産業株式会社 住所 広島県広島市西区商工センター1-1-46